

第7章 その他の福利厚生事業

1 公務災害・通勤災害補償

☎(福利厚生課公務災害担当 ☎03(5320)6819)

公務災害又は通勤災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたときに、その災害によって生じた損害（身体的なものに限られる。物的損害は対象外）を補償し、必要な福祉事業を行う制度です。

注1 問合せや各種書類の提出等は、被災職員本人ではなく事務担当者を通じて行ってください。

注2 区市町村教育委員会が独自に任命した教職員や、東京都公立大学法人の教職員については福利厚生課公務災害担当では対応していませんので、各所管部署にお問合せください。

1 補償等実施機関

発生した災害が、「公務（業務）上の災害」又は「通勤災害該当の災害」に該当するかどうかを判断し、補償等を行うための実施機関は、法律により次のとおり定められています。

2 補償等の内容

対象職員	実施機関	根拠	備考
常勤職員 再任用職員 臨時的任用教職員	地方公務員災害補償基金(以下「基金」という。)	地方公務員災害補償法(昭42法律第121号)	公務災害・通勤災害補償
会計年度任用職員(学校等)	国(労働基準監督署)	労働者災害補償保険法(昭22法律第50号)	いわゆる「労災保険」による業務災害・通勤災害補償

常勤職員等の公務災害・通勤災害に係る補償等の内容については、基金東京都支部が各校に配布している「災害補償の手引」を御参照ください。

3 「受付票」の提出等について

- (1) **東京都教育委員会が任命した公立学校教職員**に、公務（業務）災害又は通勤災害に該当すると思われる事故が発生し、認定請求等の手続を希望するときは、「公務・通勤災害受付票」をメールで福利厚生課公務災害担当に提出してください。受付票の内容を踏まえ、必要書類を事務担当者宛てに送付します。

(受付票提出専用メールアドレス：koumusaigai-kyoiku@section.metro.tokyo.jp)

- (2) 公務（業務）災害及び通勤災害に起因する傷病については、原則としてマイナ保険証・資格確認書は使用できません。医療機関等に対しては「公務災害（もしくは労災）の手続を行う予定である」旨を伝えただうえで、(できるだけ初診時に遡って) マイナ保険証・資格確認書を使用しない扱いにしてもらってください。

やむを得ずマイナ保険証・資格確認書を使用した状態のままとなる場合は、以下のとおり対応してください。

- ・公立学校共済組合 → P135 を御参照ください。
- ・全国健康保険協会（協会けんぽ）等 → 当該健康保険を所管している機関にお問合せください。

7-1

公務災害・通勤災害補償

2 東京都教職員文化会

☎ (福利厚生課内・互助事業担当 ☎ 03 (5320) 6879)

文化会は、東京都公立学校教職員等を会員として発足した任意団体でしたが、(一財)東京都人材支援事業団からの補助金の廃止に伴い平成27年度以降、全事業への助成を廃止いたしました。

1 文化会の運営

- (1) 会員手続 —— 必要ありません。
- (2) 会 費 —— 徴収しません。
- (3) 運 営 —— 「東京都教職員文化会運営委員会」の議を経て執行します。
運営委員会は、職員団体・学校長会代表、部活動代表、教育庁関係者で構成しています。
- (4) 事務局 —— 教育庁福利厚生部福利厚生課内互助事業担当

2 部活動事業

東京都教職員文化会には下記の9部があり、各部において講習会や大会を企画・運営し、文化会事務局より通知を行っております。

- ・将棋部
- ・写真部
- ・俳句部
- ・スクーバダイビング部
- ・つり部
- ・短歌部
- ・テニス部
- ・ゴルフ部
- ・空手道部

3 財形貯蓄

☎(福利厚生課福祉担当 ☎03(5320)6818)

1 財形貯蓄

財形貯蓄とは、定期的に給与からの控除により積立を行う貯蓄で、一般財形、財形住宅、財形年金の3種類があります。

※ 区立幼稚園教職員の方は区教育委員会にお問い合わせください。

	一般財形貯蓄	財形住宅貯蓄	財形年金貯蓄
目的	多目的の積立が可能	住宅目的の積立に限る	年金目的の積立に限る
加入年齢	年齢制限なし	55歳未満	
対象者	教育庁教職員人事給与システム運用管理要綱による給与システム支給処理の対象となる職員（時間講師、臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員及び期限付任用教員）を除く。）かつ財形法に定める積立期間まで積立が可能な職員のうち、財形貯蓄を希望する職員 ア 都立学校教職員 イ 区市町村立小・中・特別支援学校教職員（共同調理場に勤務する栄養士を含む。） ウ 充当指導主事 ※ 再任用職員及び一般職非常勤職員については一般財形のみ対象となります。		
加入契約数	一般・住宅・年金財形について、それぞれ1人1契約で合計3契約まで（契約する取扱金融機関は同一であっても、異なっても差し支えありません。）		
課税関係	20.315%分離課税	財形住宅・年金合わせて元利合計550万円まで非課税（生命保険・損害保険の財形年金は元金385万円まで）	
要件違反の取扱	—————	①年金支払以外・住宅取得目的以外の払出の場合 20.315%分離課税（払出日から5年間遡及課税） ②2年を超える中断及び非課税限度額超過の場合 20.315%分離課税（要件違反の日以降課税） ※ 育児休業等取得者の継続適用特例制度利用者を除く。	
積立方法	・積立方法 毎月の給与及び6月又は12月の期末手当より控除 ・積立額の単位 1回の控除積立額は1,000円以上100万円未満で1,000円の整数倍		
新規加入	年1回、一定期間のみ募集（毎年5月頃） 給与控除は9月からになります。		
加入後の変更等	住所・氏名・積立中断等の変更、印鑑変更、払出請求、退職予定者事務手続き、転入者の継続申込及び一般財形の金融機関預替は毎月受付をしています。 ※ 毎月の受付締切日については、年度当初に当該年度の日程を通知しています。 積立額の変更は、年1回、新規募集時に受付けます。		
貯蓄の種類	募集時期に「財形貯蓄募集のご案内」でお知らせしますが、商品内容等は、各取扱金融機関にお問い合わせください。		
その他	詳細及び用紙の記入方法等については、「財形貯蓄事務の手引（平成28年11月）」を参照してください。 払出日は、原則として福利厚生課締切日から約3～4週間後となる見込みです。 詳しい日程は、契約金融機関へ直接お問い合わせください。 財形諸届を提出する際は、新規加入申込時（又は印鑑変更時）と同じ印鑑を押印してください。お届印は本人控及び所属控で御確認ください。		

7-3

財形貯蓄

4 年金等相談コーナー

(給付貸付課年金担当 ☎ 03 (5320) 6828)

今後の生活設計にお役立ていただくため、年金・退職手当・医療保険の相談を個別にお受けしています。各担当者が組合員に直接、ご説明をいたします。(事前予約制)

◆ 「年金等相談コーナー」で相談できること

① 年金について

年金制度全般について、老齢年金額の試算（概ね 50 歳以上の一般組合員、公務員期間のみ）、障害年金の概要、退職時手続 など

※老齢年金等の見込額を確認する方法には、「ねんきん定期便（毎年誕生月下旬に郵送）」、「給付算定基礎額残高通知書（毎年7月下旬に郵送）」、「ねんきんネット (https://www.nenkin.go.jp/n_net/)」等で確認いただけます。



② 退職手当について

退職手当制度全般（条例・規則の解釈、退職手当支給額の計算方法など）

【相談対象者】

東京都教育委員会から給与を支払われている正規教職員、臨時的任用職員又は四条任期付職員で、当年度に「勸奨退職」又は「普通退職」を予定されている方

※当年度に「定年退職」予定の方

例年 10 月末頃に事前審査（審査結果）を送付しております。このため、退職手当の個別相談は御遠慮いただいております。

③ 医療保険について

退職後の医療保険制度全般（任意継続組合員、国民健康保険、家族の被扶養認定等）

(1) 申込方法

相談コーナーは予約制です。相談希望日の一週間前までに予約申込みください。

相談者の履歴確認や試算などの準備があるため、直接来庁はご遠慮ください。

※予約：年金等相談コーナーの申込みであることをお伝えください。☎03 (5320) 6828

(2) 相談方法

原則、組合員本人と面談により行います。来訪時は本人確認を行います。

※以下の本人確認のできる書類を必ず持参し、提示してください。

1点で可（顔写真付きのもの）… 運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、職員カード、パスポートなど

2点必要（顔写真のないもの）… 資格確認書等、年金手帳、年金証書など

(3) 利用時間

平日（土・日・祝日及び年末年始の休日等を除く（都庁開庁日））40分程度

① 10時30分 ② 13時30分 ③ 15時30分

※退職手当の相談は2月から5月中旬まで休止

(4) 相談場所

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎14階南側 東京都庁内
公立学校共済組合東京支部（教育庁福利厚生部内）給付貸付課「年金等相談コーナー」

(5) 対象者

公立学校共済組合東京支部の組合員（年金は一般組合員のみ対象）

※相談内容により対象者が異なりますので申込時に確認してください。

(6) その他

各種感染状況や事情により運営を見合わせる場合があります。